

埼玉県環境配慮方針(埼玉県環境保全率先実行計画) ～公共事業関連～推進状況評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県環境基本計画（平成13年3月策定）第3章「2計画の推進・管理システム」に定める自己評価のうち、県が環境に影響を及ぼす事業を実施する際に行った「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～」(平成14年3月策定。以下「率先実行計画」という。)に基づく環境配慮の推進状況を自己評価するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(評価の主体)

第2条 部長（知事室長を含む。）、会計管理者、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び各行政委員会等の事務局長（以下「部局長等」という。）は、前年度に実施した所管事業の環境配慮の推進状況について評価を行うものとする。

(対象事業)

第3条 本要領に基づき環境配慮の推進状況の評価を行う対象事業は、率先実行計画の適用事業とする。

(実施年度)

第4条 対象事業については、事業の進捗にあわせて、率先実行計画において事業ごとに定める構想、設計、施工及び管理等の各段階ごとに、それぞれの段階の最終年度事業終了後において評価を行うものとする。

ただし、工期が4年を超える事業については、事業実施段階の評価を工事の最終年度事業終了後のほか、途中段階において工期着手後3年ごとに行うものとする。

(評価方法)

第5条 評価の対象事業に対する個別評価は様式第1号により行うものとする。

ただし、「個別評価に関する評価単位及び対象規模一覧表」に定める事業以外の事業及び個別評価になじまない事業についてはこの限りではない。

2 評価の対象事業の種類ごとの全体評価は様式第2号により行うものとする。

(報告)

第6条 部局長等は、所管事業の環境配慮の推進状況に関する評価の結果について

て、様式第3号(様式第1号及び様式第2号を添付)により、毎年5月末日までに環境部長に報告するものとする。

2 環境部長は、前項の規定による報告を取りまとめ、毎年度、意見を付して埼玉県環境政策推進会議(平成8年3月設置)に報告するものとする。

3 環境部長は、必要がある場合は随時、率先実行計画の適用事業の環境配慮の推進状況について所管の部局長等に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局長と環境部長がその都度協議して定める。

附則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名

課・所・室名

事業の種類		事業名	
事業の規模		実施場所	
計画期間		段階	
事業の概要：			

※別表-1を添付する。

総合評価	
------	--

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－ 1

事業名				
基本方向		地域別 配慮時期等	チェック	
			該当	実施
基本的配慮事項				
個別事項				
		実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に・印をつけ、・の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に・印をつけ、・の合計数を記入(b)する。

総合評価	
------	--

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： _____

事業種名： _____

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）
別表－ 2 のとおり

埼玉県環境配慮方針(埼玉県環境保全率先実行計画)
～公共事業関連～推進状況評価報告書

年 月 日

環境部長 様

(報告者名)

平成 年度の評価対象事業に対する環境配慮の推進状況に関する評価結果は次のとおりです。

評価対象事業	評価の結果
1 市街地の整備 2 道路の整備 3 河川・ダムの整備 4 公園、緑地の整備 5 下水道の整備 6 廃棄物処理施設の整備 7 住宅団地の整備 8 農業農村の整備 9 治山、森林管理道整備 10 工業団地、工場用地の造成 11 水道施設の整備 12 建築物の建設、工作物の設置	別紙のとおり

- 備考 1 報告者欄には、報告者となる部長（知事室長を含む。）、会計管理者、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び各行政委員会等の事務局長の各職名を記入のこと。
- 2 評価対象事業欄は、該当する事業の種類番号を○で囲むこと。
- 3 別紙としては、評価の結果を記載した様式第1号、様式第2号を添付すること。添付様式は事業の種類別に様式第2号、様式第1号の順に整理すること。

個別評価に関する評価単位及び対象規模一覧表

事業の種類	個別評価の単位	個別評価の対象規模
1 市街地の整備 ①土地区画整理事業 ②市街地再開発事業	施行区域 施行区域	知事が定める都市計画の範囲 知事が定める都市計画の範囲
2 道路の整備 ①道路事業 ②街路事業	路線 箇所 路線	ア 道路改良事業 (ア) 道路改築工事 全体事業費30億円以上 (イ) 交通安全対策工事 全体事業費3億円以上 イ 道路維持工事 全体事業費5千万円以上 全体事業費30億円以上
3 河川・ダム of 整備 ①河川事業 ②ダム事業 ③砂防関係事業	河道 箇所 箇所 箇所 溪流	ア 河道工事 全体事業費50億円以上 イ 調節池工事 全事業 ウ 排水機場工事 全事業 全事業 総事業費2億円以上
4 公園、緑地の整備 ①都市公園事業 (レクリエーション施設整備事業を含む。) ②自然公園事業 ③緑地の整備	公園 公園 公園 公園 公園 公園 箇所	ア 公園新設事業 全事業 イ 公園拡張事業 概ね10ha以上 ウ 公園管理(維持修繕を含む。)事業 全既存公園 ア 公園新設事業 全事業 イ 公園拡張事業 事業費1千万円以上 ウ 公園管理(維持管理修繕を含む。)事業 全既存公園 緑地整備事業で概ね10ha以上
5 下水道の整備 流域下水道事業	流域下水道	全事業
6 廃棄物処理施設の整備 最終処分場整備事業	処分場 埋立て穴 処分場	ア 処分場新設事業 全事業 イ 埋立て穴造成工事 全事業 ウ 処分場内関連工事 事業費1千万円以上
7 住宅団地の建設 県営住宅建設事業	住宅団地 住宅団地 住宅団地	ア 住宅団地新設事業 全事業 イ 住宅団地建替え事業 全事業 ウ 住宅団地修繕・改修事業 上記のア及びイに相当する程度に 大規模な事業に限る。

事業の種類	個別評価の単位	個別評価の対象規模
8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業 ②ほ場整備事業 ③農道整備事業	地区 地区 地区 地区 地区	ア 用水路事業 全事業 イ ため池整備事業 全事業 ウ 水環境整備事業 全事業 全事業 全事業
9 治山、森林管理道整備 ①治山事業 ②森林管理道整備事業	箇所 路線 路線 路線	全体事業費が1億円以上又は単年度事業費が2千万円以上の全事業 ア 森林管理道開設事業 全事業 イ 森林管理道改良事業 全体事業費1千万円以上 ウ 森林管理道舗装事業 全体事業費1千万円以上
10 工業団地、工業用地の造成 工業団地造成事業	工業団地	全事業
11 水道施設の整備 建設改良事業	浄水場の整備 中継ポンプ所の 整備	ア 用地の拡張を伴う事業 イ ア以外で事業費が10億円以上の 事業
12 建築物の建築、工作物の設置	①庁舎等の建築物の建設事業（上記1～11に該当するものを除く） ②工作物の設置事業（上記1～11に該当するものを除く）	
警察本部所管事業	庁舎 宿舍 工事	ア 庁舎建設事業 全体事業費2億円以上 イ 宿舍建設業 全体事業費1億円以上 ウ 安全なまちづくり推進事業 全体事業費1千万円以上
教育局所管事業	事業	高等学校、養護学校、その他教育機関に係る施設整備（新設・増改築） 全体事業費5億円以上
上記以外の建築物、工作物	箇所 箇所	ア 建築物の新築、増築、改築 全体事業費2億円以上 イ 工作物の設置、設備等の導入 環境への負荷に大きく影響するもののうち、上記アに相当する規模のもの